【保育課 · 少子化総合対策室関係】

1. 「子育て安心プラン」の着実な推進及び多様な保育ニーズ に対応した市区町村の取組に対する支援について

(1) 待機児童の解消に向けた取組状況と「子育て安心プラン」 について (関連資料1~3参照)

子育て家庭における仕事と家庭の両立と、女性の活躍を推進していく上で、待機児童の解消は取り組むべき最重要課題であり、やれることは全てやるという姿勢で、待機児童解消に向けた取組を進めてきたところである。

来年度が最終年度となる「子育て安心プラン」による保育の受け皿拡大量は、現時点の各自治体の計画を積み上げると、平成30年から令和2年度末までの3年間で約29.7万人分の拡大を見込んでいるが、政府目標の約32万人には届いていない状況である。

国としては、待機児童を解消し、女性の就業率8割に対応するためには約32万人分の保育の受け皿の整備が必要と考えており、潜在的なニーズも含めて十分な整備量となっているか改めて確認いただきたい。

実際の保育の受け皿整備に当たっては、保育の実施主体である市区町村において、保育コンシェルジュ等を活用しながら保育を必要としているが申込みに至らないようなケースも含め、潜在的な保育ニーズを的確に把握し、それを整備計画に反映して整備を進めることが重要である。

来年度についても、「子育て安心プラン実施計画」の採択を行うこと としているため、実際の保育ニーズを適正に踏まえた計画を作成してい ただくようお願いする。

待機児童については、全体で見れば自治体毎のバラつきは低減し減少傾向となっている一方、待機児童が増加している自治体等もあるため、 今年度から、各自治体における待機児童数の状況について、

- ①見込みを上回る申込者数の増により、待機児童が増加した自治体
- ②待機児童数が3年間100人台前後で推移(停滞)している自治体などの分析を行い、地域の特性に応じて重点的な支援が必要な自治体を特定し、全国82自治体に対し要因・対策のヒアリングを行い、待機児童が数名の地域や少子化の影響などにより、保育所等を作ることに躊躇している自治体や、保育人材不足により定員まで預かれないことにより待機児童が発生している自治体など個別案件に対し、丁寧なフォローを行ったところである。今後は、「子育て安心プラン実施計画」の定期的なフォローアップをすることとしているのでご承知置き願いたい。

各自治体においては、令和2年度末までの待機児童の解消に向けて取 組の強化・徹底を図っていただくとともに、各都道府県におかれては、 市区町村が策定する保育ニーズの見込み等が適切かどうかを十分に精査していただくようお願いする。

現在、都道府県・市町村において、令和2年度から始まる5カ年計画となる第2期子ども・子育て支援事業(支援)計画について、必要な手続を進めていただいているところであるが、第2期計画の数値について、いずれ国としても数値をとりまとめ、今後の施策推進の参考とさせていただき、必要な支援について検討していきたいと考えているので、引き続きよろしくお願いする。

(2)保育の受け皿整備について

(関連資料4参照)

保育の受け皿整備については、「子育て安心プラン」に基づき、令和2年度末までに約32万人分の受け皿を整備することとしており、令和元年度補正予算及び令和2年度予算案では、「子育て安心プラン」の目標達成に向け、合わせて7.4万人分に対応する予算として令和元年度補正予算に228億円、令和2年度予算案に767億円、合計995億円を計上し、地方自治体における受け皿整備を引き続き支援することとしている。

保育所等整備交付金及び保育所等改修費等支援事業については、引き続き「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている等一定の要件を満たす場合の国庫補助率の嵩上げを実施する。

加えて、保育の受け皿整備の更なる促進を図るため、令和元年度補正予算及び令和2年度予算案では、賃貸物件を活用して保育所等を設置する場合の改修費等の補助について、定員規模に応じた補助基準額を設定し、引上げを行うこととしているので、待機児童の解消に向け、積極的にご活用いただきたい。

(3) 待機児童対策協議会について (関連資料5、6参照)

待機児童対策の一層の推進を図るため、平成30年度から、保育所等の 広域利用の推進、待機児童解消等の取組について、都道府県等が関係市 区町村等と協議する場(待機児童対策協議会(以下、「協議会」という。)) を設置できることとしている。

協議会は令和元年12月末時点で、19都府県において設置されており、 国としては、更なる協議会の設置及び取組を支援するため、令和元年度 より、「受け皿整備等」、「保育人材の確保」、「各自治体からの提案型事 業」に対する支援を盛り込んでおり、その結果、平成30年12月末時点か ら8県増加した。引き続き、令和2年度においても、より強力に待機児 童対策に取り組む自治体を支援することとしているので、各都道府県に おいては、積極的に設置していただきたい。

(4) 2020 (令和2) 年度の主な保育対策関係予算について

(関連資料7参照)

① 待機児童の解消等に向けた取組の推進

待機児童の解消に向け、「子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備などを推進するとともに、保育を支える人材の確保のため、保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の確保や保育士宿舎借り上げ支援事業の要件見直しなどを実施する。

ア 保育の受け皿整備

767億円 (787億円)

待機児童の解消に向け、「子育て安心プラン」に基づき保育の受け皿を確保するため、保育所等の整備などによる受入児童数の拡大を図る。 《2020(令和2)年度予算案等の主な内容》

○保育所等整備交付金

「子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を支援するため、引き続き国庫補助率を嵩上げ($1/2\rightarrow 2/3$)し、保育の受け皿の整備を推進する。

○保育所等改修費等支援事業【拡充】

「子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を支援するため、引き続き国庫補助率を嵩上げ($1/2\rightarrow 2/3$)し、保育の受け皿の整備を推進する。

賃貸物件を活用して保育所等を設置する場合の改修費等の補助について、定員規模に応じた補助基準額に見直し、引上げを行うとともに、幼保連携型認定こども園(保育を実施する部分)を新たに補助対象に加える。

なお、定員規模に応じた補助基準額への見直しについて、賃貸物件を活用している保育所等が、定員を拡大するために他の賃貸物件に移転し、移転先で改修等を行う場合に適用する補助基準額については、改修の規模等を考慮し、増加定員の数ではなく、定員を拡大した後の総数により判断することとするので、ご承知置きいただきたい。

【2019(令和元)年度補正予算】

228億円

保育の受け皿整備等を進めるため、施設整備や改修に必要な費用 を補正計上。

※ 保育所等整備交付金及び保育所等改修費等支援事業について、 意欲のある自治体の取組を支援するため、国庫補助率を嵩上げ $(1/2 \to 2/3)$

※ 賃貸物件を活用して保育所を設置する場合の改修費等の補助 について、定員規模に応じた補助基準額に見直し、引上げを行 うとともに、幼保連携型認定こども園(保育を実施する部分) を補助対象に加える。

イ 保育人材確保のための総合的な対策

190億円(152億円)

保育の受け皿整備に伴い必要となる保育人材の確保を図るため、①保 育士資格の取得促進、②就業継続のための環境づくり、③離職者の再就 職の促進といった観点から、総合的に支援を行う。

《2020(令和2)年度予算案等の主な内容》

○保育士修学資金貸付等事業【新規】

保育士資格の取得や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸 付原資等を補助する保育士修学資金貸付等事業について、当初予算 に計上し、安定的な財源確保を図る。

○保育士宿舎借り上げ支援事業【要件見直し】

待機児童数及び保育士の有効求人倍率の要件に該当するか否かを 決める時点を直近2か年の状況で対象者の年数(採用日から5年又 は10年以内)を決定する仕組み等に見直すとともに、全国一律の補 助基準額(月額82,000円)について、現行の月額82,000円を上限と しつつ、地域の実勢に合わせ、住宅・土地統計調査に基づく市区町 村単位の金額設定に見直す。(補助基準額(案)については、別冊 資料「保育課関係(資料1)」参照。)

※ 保育士宿舎借り上げ支援事業の対象者 採用された日から起算して10年以内の常勤の保育士 <要件見直し>

ただし、以下の場合は5年以内とする。

【現行】

直近4月1日時点の待機児童数が50人未満、かつ、直近1 月の有効求人倍率が全国平均以下の市区町村

【見直しの考え方】

- ・ 待機児童解消の取組が評価されない仕組みを見直すとと もに、一方で、待機児童解消の取組が進んでいない場合に は5年以内に据え置く
- 対象者の年数(5年又は10年以内)の予見可能性を上げ ることで、保育士募集に際して支障が生じないよう見直す

【見直し後】

直近2か年の4月1日時点の待機児童数が連続して50人未満、かつ、直近2か年の1月の保育士の有効求人倍率が連続して全国平均以下の市区町村

ただし、待機児童数が50人未満(前年度)から50人以上(事業実施年度)となった場合で、かつ、直近2か年の1月の保育士の有効求人倍率が連続して全国平均以下の市区町村も5年以内とする

※ 補助基準額については、令和元年度に事業の対象だった者で、 引き続き令和2年度も事業の対象となる場合、令和元年度の補助 基準額を適用する経過措置を設定。

【2019(令和元)年度補正予算】

- ○保育所等におけるICT化推進事業
- 3.6億円
- ・ 保育士の業務負担軽減を図るため、以下①、②に係る導入費用 の一部を補助する。
 - ① 保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降 園管理等の業務のICT化を行うために必要なシステム
 - ② 外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器
- ・ 病児保育事業所及び一時預かり事業所において、空き状況の見 える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシス テムに係る導入費用の一部を補助する。
- ・ 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器に係る導入費用の一部を補助する。

ウ 多様な保育の充実

70億円(89億円)

保育所等における要支援児童等の対応や関係機関との連携の強化、医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備や自宅から距離のある保育所等の利用を可能にするための保育所等への直接送迎の実施、家庭的保育における複数の事業者・連携施設による共同実施の推進等、様々な形での保育の実施を支援する。

《2020(令和2)年度予算案の主な内容》

○保育所等における要支援児童等対応推進事業【新規】

保育所等において、保育士等が有する専門性を活かした保護者の 状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員(仮称)の 配置を促進し、保育所等における要支援児童等の対応や関係機関と の連携の強化、運営の円滑化を図る。

下記、「(6)保育所等における要支援児童等への対応の推進について」参照。

○医療的ケア児保育支援モデル事業【拡充】

医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進するため、引き続きモデル事業として保育所等における、看護師の配置や保育士の喀たん吸引等に係る研修の受講等への支援を実施するとともに、新たに医療的ケア児の受入れの判断をするための検討会設置等の事業費を支援する。

○保育環境改善等事業

保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備するため、障害児受入促進事業に医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を加えるとともに、病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業・推進事業の実施促進を図るため、事業の制限「1施設につき1回限り」を見直す(規定の削除)。

エ 保育所等の園外活動時の安全確保(一部再掲) 39億円(50億円) 交通事故から次世代を担う子どものかけがえのない命を守るため、保育支援者又はいわゆるキッズ・ガード(仮称)が園外活動時の見守り等を行うこと等により、子どもが集団で移動する際の安全確保を図る。

《2020(令和2)年度予算案の主な内容》

○保育体制強化事業【拡充】

保育支援者の業務に「園外活動時の見守り等」を加えるほか、いわゆるキッズ・ガード(仮称)への謝金等を補助することで、保育所外等での活動において、子どもが集団で移動する際の安全確保を 図る。

○保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業【拡充】

子どもが集団で移動する際の安全確保を図るため、保育所等に勤務する職員や巡回支援指導員を対象とした研修の内容に園外活動時における安全対策を加えるとともに、巡回支援指導の内容に園外活動等における安全対策の実地指導等を加える。

オ 認可外保育施設の質の確保・向上 (一部再掲) 29億円(40億円) 認可外保育施設における保育の質の確保・向上を図るため、認可外保 育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置や、必要な知識、技能の修得及び資質の確保の研修の実施等、認可外保育施設の認可保育所等への移行に向けた支援を行う。

《2020(令和2)年度予算案の主な内容》

○保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業【拡充】(再掲)

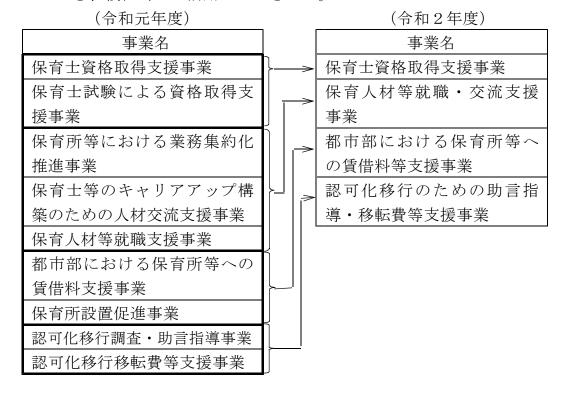
○認可外保育施設改修費等支援事業【新規】

認可外保育施設の指導監督基準について、職員配置基準は満たしているが設備基準を満たしていない認可外保育施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等を支援する。

カ 保育対策総合支援事業費補助金の整理

保育対策総合支援事業費補助金については、令和2年度予算案において、事業目的・内容が類似する事業について大括り化することで、事業目的・内容をわかりやすくし、事業の活用を促進するとともに、自治体における申請事務負担等の軽減を図ることとしている。

具体的には、以下のような大括り化を行っているが、いずれも既存事業の内容は引き続き補助対象とするので、各事業の目的・内容をご理解いただき、積極的にご活用いただきたい。



また、民有地マッチング事業のうち、地域連携コーディネーターの配置支援については、事業内容の見直しを行い、保育所等の設置や増設に向けた地域住民との調整を行うことに集約化することとし、従来の事業内容のうち、保育所設置後における地域活動への参加、保護者等への相談援助の実施については、令和2年度予算案の新規事業である「保育所等における要支援児童等対応推進事業」において、3歳児の保育所等への接続支援については、既存事業である「3歳児受入れ等連携支援事業」において実施することとするので、引き続き、各事業の趣旨をご理解いただき、積極的にご活用いただきたい。

② 子ども・子育て支援新制度の実施

※内閣府予算

ア 子どものための教育・保育給付(後掲3(2)参照)

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、 教育・保育の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るととも に、「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、幼児教育・保育の無償 化、保育士の処遇改善を実施する。

さらに、子ども・子育て会議における「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」(令和元年12月10日子ども・子育て会議)を踏まえ、公定価格の設定方法について「積み上げ方式」を維持するとともに、①土曜日に閉所した場合の減算の見直し、②地域区分の見直し、③栄養管理加算の拡充、④チーム保育推進加算の要件緩和等の見直しを行うこととしている。

イ 地域子ども・子育て支援事業

○延長保育事業

夜間保育所が夜間の延長保育(22時以降)を実施する場合の補助基 準額を拡充する。

○一時預かり事業

下記、「(7)一時預かり事業の推進について」参照。

- ウ 企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の推進 「子育て安心プラン」に基づき、企業主導型の事業所内保育等の保育 を支援する。
 - 企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設の設置・運営を支援する。

・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッタ 一派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

(5) 企業主導型保育事業と地方自治体との連携について

(関連資料8~12参照)

企業主導型保育事業(2016(平成28)年度創設)については、内閣府において「企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会報告」等を踏まえた事業の見直しを行うとともに、助成の審査や指導監査等の実務を担う実施機関の公募・選定手続を進めているところである。

新たに企業主導型保育施設を設置する事業者の募集については、実施機関が決まり次第、選定された実施機関の下でできる限り速やかに行うこととしているが、募集に当たっては、2018(平成30)年度と同様に、

- ・設置事業者に対して、申請前に地方自治体の保育担当部署、建設所管 部署、消防署、保健所等に事前相談を行うよう要請
- ・設置事業者から申請があった際には、実施機関から申請状況を各地方自治体に情報提供

を行うことに加え、

・設置事業者が事前相談を行ったかどうかについて、実施機関から各地 方自治体に事実関係の照会

を行うことなどを予定している。これらの具体的な対応については、今後の募集の際に改めて協力を依頼させていただくが、各地方自治体におかれては、「子育て安心プラン」において、保育の受け皿として企業主導型保育事業(従業員枠・地域枠)を含めていることや、地域枠について市区町村の利用者支援の対象とする場合には、市区町村による整備計画において確保すべき整備量に含めることができることを踏まえ、企業主導型保育事業による保育の受け皿整備と市区町村による整備計画の連携が適切に図られるよう、ご協力をお願いする。

(6)保育所等における要支援児童等への対応の推進について (関連資料13参照)

地域の関係機関が連携した要支援児童等への支援や子育て支援の必要性は増し、そうした関係機関の1つとして、保育所等に期待される役割や実際の対応も、今後増大していくと見込まれる。

このため、養育が困難な家庭の子ども等への支援を進めていくに当たり、令和2年度予算案では、「保育所等における要支援児童等対応推進

事業」を新たに創設し、保育所等において、保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員の配置を促進することにより、保育所等における要支援児童、要保護児童及びその保護者(以下「要支援児童等」という。)の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図ることとしたので、各市区町村におかれては、積極的に取り組んでいただきたい。

また、地域連携推進員の業務については、

- ① 保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援
- ② 市区町村や関係機関と連携し、要支援児童等の心身の状態や家庭での生活、養育の状態等の適切な把握及び情報の共有
- ③ 要保護児童対策地域協議会が開催する個別ケース検討会議に参加 し、関係機関への情報の提供及び支援方針や具体的な支援内容の共有
- ④ 保育所等における要支援児童等の出欠状況等について、市町村や児 童相談所への定期報告の実施
- ⑤ 他の保育所等への巡回支援
- ⑥ 子育て支援や虐待予防の取組等に資する地域活動への参加等の実施 について取り組むこととしているが、これら6つの業務をすべて行う ことが望ましいが、地域の状況等に応じて、いずれかのみを行った場 合においても補助の対象とするので、支援の重要性に鑑み、保育所等 にも積極的な働きかけをお願いしたい。

なお、都道府県におかれても、市区町村の区域を超えた広域的な見地から調整が必要な場合もあるため、必要に応じて助言及び適切な援助等をお願いしたい。

(7) 一時預かり事業の推進について

(関連資料14参照)

① 一時預かり事業の充実について

在宅の子育て家庭の育児疲れによるレスパイトや孤立した子育てによって虐待につながることがないよう、特に、地域子育て支援拠点など、いつでも気兼ねなく集まり、交流できる場における実施促進を図るため、利用児童数900人未満の施設の補助基準額の充実を図るとともに、利用しやすいシステムの導入支援や障害児や多胎児を預かる場合の加算措置等を新たに実施することとしている。

I. 処遇改善

・利用児童数900人未満の施設の補助基準額を拡充 配置基準を満たす職員配置が可能となるよう、特に運営の厳しい 年間延べ利用児童数900人未満の施設について、実勢に見合った補 助基準額に充実するため、職員2人分の人件費+事業費等を基本分単価として設定する。

• 利用児童数に応じた補助基準額の設定

年間延べ利用児童数が3,900人以上で補助基準額が据え置きとなっている区分について、20,000人の区分まで段階的に補助基準額を設定するとともに、それ以降は別途協議とする仕組みを導入する。

Ⅱ. 0.3兆円超メニュー「一時預かり事業の充実」

一時預かり事業の充実中、「保育所以外の施設について事務経費を措置」について、賃借料や、予約、利用料徴収等の事務のための 非常勤職員等事務経費を追加する。

Ⅲ. 特別支援加算の創設

職員配置基準に基づく職員配置以上に加配が必要な障害児や、多 胎育児家庭の育児疲れによる心理的・身体的負担の軽減を図るた め、障害児や多胎児を預かる場合の加算を創設する。

その他、次世代育成支援対策施設整備交付金のメニューに一時預かり事業の整備費を追加する。

また、令和元年度補正予算により、一時預かり事業所において、 空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために 必要なシステムに係る導入費用の一部を補助する。

各市区町村におかれては、安定的な事業の実施のために、委託や補助の方式にかかわらず、上記拡充内容を踏まえた事業費となるよう、必要な財政措置等を講じていただくとともに、地域の実情に応じた保育ニーズに対応できるよう、一時預かり事業の普及に積極的に取り組んでいただきたい。

② 地方からの提案等に関する対応方針について

Ⅰ. 平成29年度及び平成30年度分

一時預かり事業の職員配置については、1日当たり平均利用児童数がおおむね3人以下であることに加え、保育所等と一体的に事業を運営し、当該保育所等を利用している乳幼児と同一の場所において当該一般型一時預かり事業を実施する場合であって、当該保育所等の保育士による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を「子育て支援員」1名とすることができる旨、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第36条の35を改正するとともに、令和2年度の実施要綱(一時預かり事業の実施について)に盛り込むこととしている。

<対応方針(平成29年12月26日閣議決定)>

一時預かり事業の職員配置(児童福祉法施行規則第36条の35)については、1日の子どもの受入れ数がおおむね3名以下であって、当該事業が保育所等と一体的に運営されており、当該保育所等内の同一の場所において、保育所等を利用する子どもと合同で預かる場合の職員配置等の在り方について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

<対応方針(平成30年12月25日閣議決定)>

一時預かり事業の職員配置(児童福祉法施行規則第36条の35)については、1日の子どもの受入れ数がおおむね3名以下であって、当該事業が保育所等と一体的に運営されており、当該保育所等内の同一の場所において、保育所等を利用する子どもと合同で預かり、当該保育所等の職員(保育従事者に限る。)による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇できる乳幼児数の範囲内において、子育て支援員(地域型保育)又は子育て支援員(一時預かり事業)1名とすることを可能とする。

Ⅱ. 令和元年度分

里帰り出産等による一時預かり事業については、「出産や介護等により一時的に里帰りする場合において、里帰り先の市町村が適当であると判断した場合は、住所地市町村の保育所等に在籍している児童を里帰り先の市町村において、一時預かり事業の対象としても差し支えない」旨令和2年度の実施要綱(一時預かり事業の実施について)に盛り込むこととしている。

また、里帰り出産等により保育所等を退園した児童の再入所における保育所等の利用調整については、市町村の判断で、当初利用していた保育所等に優先的に利用調整していただくことも可能である旨、子ども・子育て支援新制度自治体向けFAQにおいてお示ししているところである。

(自治体向けFAQ抜粋)

里帰り出産先等において他の特定教育・保育施設等を「利用」する場合で、当初の特定教育保育施設等を退所(園)しているのであれば当該他の特定教育保育施設等について広域利用(又は転園)として給付費及び利用者負担が発生します。なお、この保育利用者が転園後に帰省先から戻った場合は、市町村の判断で、当初利用していた特定教

育・保育施設に優先的に利用調整していただくことも可能です。

<対応方針(令和元年12月23日閣議決定)>

里帰り出産等における一時預かり事業の実施については、里帰り 先の市町村(特別区を含む。)が適当であると判断した場合、住所 地市町村の保育所等に在籍している児童を当該事業の対象とするこ とが可能であること、この場合における当該事業が子ども・子育て 支援交付金の対象になること等を、地方公共団体に令和元年度中に 通知。

③ 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について

小規模保育事業所での一般型一時預かり事業の実施については、現行においても実施可能であるため、各自治体におかれては、地域の実情に応じた保育ニーズに対応できるよう、一時預かり事業の普及に積極的に取り組んでいただきたい。

<対応方針(令和元年12月10日子ども・子育て会議)>

小規模保育事業所での一般型一時預かり事業の実施については、現 行の実施要綱においても可能であり、そのことにつき通知やFAQの発 出等により周知すべきである。

(8) 病児保育事業の推進について (関連資料15参照)

病児保育事業の実施に当たっては、令和元年度補正予算において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムに係る導入費用を計上したところである。

また、柔軟な制度の運用を図るため、以下の事項に留意しつつ、地域の実情に応じた保育ニーズに対応できるよう、病児保育事業の普及に積極的に取り組んでいただきたい。

① 保育士及び看護師等の職員配置については、常駐を原則とする。ただし、利用児童が見込まれる場合に近接病院等から保育士及び看護師等が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、以下のとおり常駐を要件としない。

ア 利用児童がいる時間帯の場合

(ア)~(エ)の要件を満たし、利用児童の安心・安全を確保できる体制を整えている場合には、看護師等の常駐を要件としない。

- (ア)病気からの回復過程を遅らせたり、二次感染を生じたりすることがないよう、利用児童の病状等を定期的に確認・把握した上で、 適切な関わりとケアを行うこと。
- (イ) 病児保育施設が医療機関内に設置されている場合等であり、病 児保育施設と看護師等が病児保育以外の業務に従事している場所と が近接していること。
- (ウ)看護師等が病児保育以外の業務に従事している場合においても、 緊急の場合には病児保育施設に速やかに駆けつけることができる職 員体制が確保されていること。
- (エ)看護師等が常駐しない場合であっても、保育士等を複数配置することにより、常に複数人による保育体制を確保していること。
- イ 利用児童がいない時間帯の場合

利用児童が発生した場合に、連絡を受けた保育士及び看護師等が速やかに出勤し、業務に従事するなど、柔軟な対応が可能となる職員体制が確保されていれば、利用児童がいない場合は保育士及び看護師等の常駐を要件としない。

<対応方針(令和元年12月10日子ども・子育て会議)>

病児保育事業に係る事業経営については、今年度運営実態を把握するための調査を行うこととしており、当該調査の結果を踏まえ、更なる検討を行うべきである。

また、病児保育事業の安定的運営に向け、実施施設の空き状況確認 や利用予定の管理のためのシステム構築に要する費用の補助に加え、 需要の不安定さや人材確保の困難さに鑑み、柔軟な制度の運用に向け た取組を検討すべきである。

2. 保育人材確保について

(1)総合的な保育人材確保策の推進について

(関連資料17~20参照)

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備に伴い必要となる保育人材を確保するため、処遇改善のほか、保育士資格の取得促進や就業継続のための環境づくり、離職者の再就職の促進といった支援に総合的に取り組むこととしている。

また、各自治体における保育人材確保を支援するため、令和元年度補 正予算及び令和2年度予算案において、下記の事業を盛り込んでいる。

【令和元年度補正予算】

・保育所等における I C T 化の推進

平成30年度補正予算に引き続き、保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化を行うために必要なシステムの導入費用及び外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入に係る費用の一部を補助する。

【令和2年度予算案】

• 保育士修学資金貸付等事業

保育士資格の取得や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等を補助する保育士修学資金貸付等事業について、当初予算に計上し、安定的な財源の確保を図る。

令和2年度の配分方針については、各自治体の平成30年度末の残額と令和元年度以降の執行見込み調査を踏まえ、以下の方針により、補助を行う予定である。

- (1) 令和2年度末から不足する自治体
 - ① 令和2年度末の不足分を補填する。
 - ② ①で補填した後の令和3年度末の不足額に対して、約6ヶ月分を補填。
- (2) 令和3年度末から不足する自治体
 - ① 令和3年度末の不足額に対して、約6ヶ月分を補填。

保育士宿舎借り上げ支援事業

待機児童数及び保育士の有効求人倍率の要件に該当するか否かを 決める時点を直近2か年の状況で対象者の年数(採用日から5年又 は10年以内)を決定する仕組み等に見直すとともに、全国一律の補 助基準額(月額82,000円)について、現行の月額82,000円を上限と しつつ、地域の実勢に合わせ、住宅・土地統計調査に基づく市区町 村単位の金額設定に見直す。

各都道府県におかれては、各種事業等の積極的な活用や保育士・保育 所支援センターの機能強化を図るなど、引き続き、保育人材確保の推進 にご尽力いただきたい。また、保育人材の確保に当たっては、市区町村 における取組も重要であり、保育士の子どもの保育所への優先入所等の 取組も含め、管内市区町村に対し、保育人材確保に積極的に取り組んで いただくよう周知等についても御配意願いたい。

(2)保育士等の処遇改善について

① 令和2年度予算案における保育士等の処遇改善

令和2年度予算案における保育士等の処遇改善については、2019(令和元)年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じた保育士等の処遇改善(+1.0%程度)を行うこととしている。

② 令和2年度における処遇改善等加算 II の加算額の配分方法の要件緩和

各施設・事業所における人員配置や賃金体系に応じた柔軟な対応を可能とするため、保育士等の技能・経験に応じた処遇改善等加算 II の要件について、加算額の配分方法の更なる柔軟化を図る。

具体的には、処遇改善等加算 II のうち「副主任保育士等」に係る加算額について、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を現行の「4万円の加算額の算定対象人数の1/2(端数切り捨て)以上」を「1人以上」に緩和する。

なお、「加算対象人数の1/2(端数切り捨て)以上」が「0人」となる施設・事業所については「0人」とする。

③ 令和2年度における処遇改善等加算の基準年度の見直しについて

処遇改善等加算による賃金改善額について、現行は、算定の起点となる基準年度が固定時点となっており、処遇改善等加算 I と II によっても異なっているが、給与関係文書の保管や算定事務の負担を軽減するため、処遇改善等加算 I・II 共通で、基準年度を「加算当年度の前年度」に見直すこととしている。

その際、毎年度の賃金改善の確認 (加算額と賃金改善額の比較) は、 当該施設・事業所において加算当年度に新たに講ずべき処遇改善に係 る部分に特化して行うこととしている。

- ※ 国による処遇改善を超える賃金改善を先行して行っている施設などこれにより難い施設・事業所については、加算当年度の3年前の年度を基準年度として選択することを可能とする(令和2年度は、現行の基準年度でも可能とする取扱いとする。)。
- ※ 前年度に処遇改善等加算を取得していない場合の基準年度については「直前の加算を取得した年度」とする。(新たに処遇改善等加算を取得する場合の基準年度の取扱いは現行と同じ。)

<現行の基準年度の取扱い>

	基準年度の取扱い
処遇改善等加算 I	・ 子ども・子育て支援法による確認の効力が発生する年度の前年度・ 平成27年3月31日以前において既に保育所として運営していた施設については平成24年度
処遇改善等加算Ⅱ	当該施設・事業所において最初に処遇 改善等加算Ⅱを取得した年度の前年度

④ 処遇改善等加算の認定権限の移譲

処遇改善等加算の認定権限について、都道府県と加算の認定の実施を希望する市町村(特別区を含む)との間で協議が調った場合には、 当該市町村に移譲する。

⑤ 処遇改善等加算Ⅱにおける研修受講の取扱いについて

処遇改善等加算Ⅱにおける加算要件のうち、研修の受講に係る要件については、2022(令和4)年度を目途に当該要件の必須化を目指すこととし、2021(令和3)年度までの間は当該要件を課さないこととしており、こうした点も踏まえてご対応願いたい。

ただし、この研修受講要件の必須化については、2022(令和4)年 度開始までに、研修の受講状況を踏まえ、判断することとしている。

各地方自治体におかれては、保育人材の処遇改善のため、制度を十分に ご理解いただき、各事業者による加算取得の促進を図っていただくととも に、保育士等の職員給与が適切な水準となるよう、保育所等に対する周知 ・指導にご協力いただきたい。

(3) 保育士等キャリアアップ研修の実施体制の整備について

① 研修の実施状況及び計画の作成

2017(平成29)年度から保育士等キャリアアップ研修を開始したところであるが、各都道府県におかれては、引き続き、受講ニーズに対応した研修の実施体制の整備をお願いしたい。

また、処遇改善等加算 II の加算要件として、2022 (令和4) 年度を 目途に、研修受講の必須化を目指すこととしたことを踏まえ、研修の 実施体制の整備を計画的に進めていく必要があるため、2020 (令和2) 年度においては、各都道府県に対して2021 (令和3) 年度までの分野 別の研修実施計画の提出を求めるとともに、計画のフォローアップを 行う予定であるのでご留意願いたい。

② 研修の実施体制整備について

キャリアアップ研修の実施体制整備に当たり、平成31年4月において、eラーニングによる実施方法に関する調査研究事業に係る報告書を周知しているところであるので、各地方自治体におかれては、内容を参考にしていただき、研修実施体制の充実に努めていただきたい。

(4) 保育分野の職業紹介や人材確保支援の助成金について (関連資料23~25参照)

保育人材の確保に当たって、職業紹介事業者と保育所等との間の問題を未然に防止するため、保育所等が職業紹介事業者を利用する際の注意点等をまとめたリーフレットや職業安定法及び職業安定法に基づく指針を遵守することを宣言する医療・介護・保育分野適合紹介事業者宣言の取組に関するリーフレットを、厚生労働省のホームページにおいて掲載しているところであるので、本内容を十分御了知の上、貴管内の市町村及び関係団体へ周知いただきたい。

(参考) 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045159.html

なお、全国の都道府県労働局において、順次、保育分野等で有料職業紹介事業を行う事業者に対する集団指導及びそれらの事業者を利用する保育所等を対象とした説明会を実施し、職業安定法等の周知を図っていることを申し添える。

また、保育人材の職場での定着に当たって、保育事業主における雇用管理改善の推進を図るため、人材確保等支援助成金のリーフレット(関連資料24)を令和2年1月に周知しているところであるので、本内容を十分御了知の上、貴管内の市町村及び関係団体へ周知いただきたい。

(5) 保育の現場・職業の魅力向上検討会について

(関連資料26参照)

現在、「子育て安心プラン」に基づき、認可保育所等を中心に整備を進める中で、保育の担い手の確保が困難な状況が続いている。また、令和元年10月から幼児教育・保育の重要性にかんがみ無償化が始まった中で、子どもの豊かで健やかな育ちを支え促す保育の機会を保障するためには、保育の質を確保・向上させていくことが不可欠であり、保育の質を担う保育士等の役割は一層重要になっている。

これらの背景を踏まえつつ、保育士を目指す人や保育士に復帰しようとする人が増え、保育現場で就業しやすくなるよう、保育士という職業や、働く場所としての保育所等の魅力向上及びその発信方法などについて、本年2月から、学識者等を参集して、検討会を開催している。検討会の議論等については、厚生労働省のホームページで公開しているため、各都道府県におかれては、地域の保育人材確保対策の参考にされたい。

(参考) 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/newpage_09174.html

3. 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直し(令和2年度の公定価格の見直し等)について

(1)子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しについて (関連資料27~32参照)

子ども・子育て支援新制度に関しては、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)附則第2条第4項等において、法律の施行後5年を目途として、施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。

今年度は、新制度の施行から5年目に当たるため、この検討規定を踏まえ、内閣府の子ども・子育て会議において、新制度の見直し事項について、地方分権改革に関する提案事項等も含めて幅広く議論が行われ、昨年12月10日に方向性がまとめられた(「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」令和元年12月10日子ども・子育て会議)。今後、同方針に基づき、所要の法令の改正や通知の発出等を行うこととしており、各自治体におかれては、それに基づき適切な対応をお願いする。

今般の見直しにおける主な事項としては、

- ・少子高齢化の急速な進行も踏まえ、離島・へき地を含めた人口減少地域における保育に関するニーズの見通しや取組事例を把握するための実態調査の実施など、その実態の把握や対応策として何が考えられるかの検討に着手すべき
- ・保育士等を目指す人や保育士等に復帰しようとする人が増え、保育現場に参加・復帰しやすくなるよう、保育士等という職業や働く場としての保育所等の魅力の向上とその発信に向けた取組等の検討に着手すべき

などがある。他にも、取扱いの改善や明確化の観点から、

- ・保育所等における利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置について、 所要の措置を講ずることで保育士の配置を不要とする取扱いを明確化
- ・家庭的保育補助者に受講が求められる研修の受講時期の見直し

が盛り込まれ、既に2月14日付けで通知を発出したところであり、各自治体におかれては、その内容の管内への周知等の必要な対応をお願いする。

上記の他、今後、法令改正及び通知等の改正・発出等を行うこととしている事項は、次に掲げるとおりである。

- ・大型マンションにおける保育所等の設置促進 大型マンション等の建設時に保育所等の設置を促進する取組について、具体的事例を含め再度明確化
- ・土曜日の共同保育の実施 土曜日に共同保育を実施する場合の実施主体や、公定価格及び補助 金の取扱いについて明確化
- ・保育所における短時間勤務調理員の導入 保育所における調理員の配置について、保育所における食育の質に も留意しつつ、短時間勤務の調理員を導入することが可能である取扱 いについて明確化
- ・家庭的保育事業における自園調理について

家庭的保育事業における給食提供の自園調理については、経過措置期間が新制度施行後5年から10年まで延長されたところ、保育対策総合支援事業では、家庭的保育者の居宅その他の場所で家庭的保育事業を実施する上で保育環境を整えるために必要な経費の一部を補助する「家庭的保育改修費等支援事業」を利用可能である旨周知

・居宅訪問型保育事業における保育の提供対象

居宅訪問型保育事業について、保護者の疾患や障害等により養育を 受けることが困難な乳幼児に対しても事業の実施が可能であることを を明確化 ・地域型保育事業における連携施設の取扱い

地域型保育事業所を卒園した児童の受け皿確保のための連携施設について、先行利用調整等の実施により代えることができることとする

・地域型保育事業所卒園後の受入先確保

地域型保育事業所の卒園児童の受入先としての連携施設について、 先行利用調整を実施する場合には連携施設の確保を不要とする

(2) 2020 (令和2) 年度公定価格の見直しについて

(関連資料33、34参照)

令和2年度における公定価格の見直しについては、子ども・子育て会議における「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」(令和元年12月10日子ども・子育て会議)を踏まえ、公定価格の設定方法について「積み上げ方式」を維持するとともに、①土曜日に閉所した場合の減算の見直し、②地域区分の見直し、③栄養管理加算の拡充、④チーム保育推進加算の要件緩和等の見直しを行うこととしている。

また、公定価格における各種加算については、例えば、保育人材確保の ための処遇改善等加算やチーム保育推進加算、全ての保育所等が取得可能 な冷暖房加算など、人材確保や施設の運営等の観点から重要と考えられる ため、各自治体におかれては、保育所等に対する各種加算の内容や取得要 件、追ってお示しする今回の公定価格の見直しの内容等を周知するなど積 極的な対応をお願いする。

なお、子ども・子育て支援新制度施行5年後の見直しに合わせた公定価格の検討に資するよう、幼稚園・保育所・認定こども園等における経営実態や職員給与の状況等を把握するために、内閣府において「令和元年度幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」を行ったところである。この実態調査の集計結果(速報値)については関連資料34に添付しているので、参照願いたい。

<公定価格(保育所等関係)の充実事項等>

① 公定価格全般に関する事項

ア 公定価格の設定方法(全施設、事業所共通) 現行の「積み上げ方式」を維持する。

イ 旧副食費の取扱い(保育所、認定こども園(2号認定)) 令和元年10月の改定により2号認定子どもの公定価格に残され た旧副食費相当額の一部(681円)については、令和2年度にお いても減額しない。また、公定価格における経費の位置づけについては、事業費から人件費に変更する。

ウ 土曜日に閉所する場合の減算調整の見直し(保育所、認定こども園(保育認定)、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業)

月の全ての土曜日を閉所している場合に限り適用している減算 調整について、その月の土曜日に閉所した日数に応じて設定する 割合により段階的に減算する仕組みに見直す。

エ 地域区分の改善(全施設、事業所共通)

国家公務員等の地域手当の支給割合の設定がある地域で、支給 割合がより高い地域に囲まれている場合には、当該地域を囲んで いる地域のうち支給割合が最も近い地域区分まで引き上げる。

制度施行時に設けられた現在の経過措置については、継続。

オ 減価償却費加算に係る地域区分の改善(保育所、認定こども園 (保育認定)、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育 事業)

地域区分(4区分)を廃止し、加算額を最も高い区分の単価に統一する。

カ 所長設置加算・管理者設置加算の基本分単価への組み入れ(保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業)

施設長、管理者の人件費相当額について、現行の所長設置加算、 管理者設置加算から基本分単価に組み入れる。

併せて、施設長、管理者が設置されていない場合の減算調整措置を設け、現行の所長設置加算、管理者設置加算の要件を満たさない施設、事業所については、施設長、管理者の人件費相当額を減算する。

キ 幼保連携型認定こども園における施設長に係る加算措置の廃止 (認定こども園)

平成27年度の制度施行後も引き続き2人の施設長を配置しているみなし幼保連携型認定こども園に対する加算調整措置(施設長1人分の人件費相当額を加算)について、経過措置期間(令和2年3月31日)の終了に伴い廃止する。

② 処遇改善や事務負担軽減等、教育・保育の現場で働く人材の確保 に関する事項

ア 保育士等の処遇改善(全施設、事業所共通)

令和元年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定に準じた保育 士等の処遇改善(保育士平均+1.0%)を令和2年度の公定価格 にも反映。

- イ 処遇改善等加算に係る運用改善及び事務負担の軽減(全施設、 事業所共通)
 - ⑦ 処遇改善等加算Ⅱの要件緩和 施設・事業所の実態に即したより柔軟な賃金改善が可能となるよう、月額4万円の賃金改善が必要な職員数について、現行の「月額4万円に係る加算額の算定対象人数(人数A)の1/
 - 2 (端数切り捨て)以上」から「1人以上」に緩和する。
 - ① 処遇改善等加算における基準年度の見直し 賃金改善の起点となる基準年度について、処遇改善等加算 I
 ・Ⅱともに、「加算当年度の前年度」(例:令和2年度加算の 場合、令和元年度)に見直し、基準年度適用に伴う事務処理や 関係文書の長期保管の負担軽減を図る。
 - 処遇改善等加算の認定権限の移譲 処遇改善等加算の認定権限について、都道府県と加算の認定 の実施を希望する市町村との間で協議が調った場合には、当該 市町村に移譲する。
- ウ 夜間保育加算の拡充(保育所、認定こども園(保育認定)、小 規模保育事業(A型、B型)、事業所内保育事業) 夜間保育所のより安定した経営の構築のため、夜間保育加算の

夜間保育所のより安定した経営の構築のため、夜間保育加算の 充実を図る。

エ 休日保育加算の要件緩和(共同保育の加算対象化)(保育所、 認定こども園(保育認定)、小規模保育事業(A型、B型)、事 業所内保育事業)

単一の施設・事業所において休日等を含めて年間を通じて開所する場合のほか、輪番制など共同保育により年間を通じて保育を提供する体制を確保している場合についても、共同保育に取り組む各施設・事業所を加算対象とする。

オ 高齢者の活躍促進(入所児童処遇特別加算の名称変更) 高齢者等を非常勤職員として雇用した場合に加算される「入所 児童処遇特別加算」について、名称を「高齢者等活躍促進加算」 に変更する。

③ 教育・保育の質の向上に関する事項

ア 栄養管理加算の拡充(幼稚園、保育所、認定こども園(保育認定)、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業)

※0.3兆円超メニューの一部実施

現行、栄養士の雇用形態に関わらず一律で年額12万円となっている栄養管理加算について、栄養士を雇用した場合には週3日程度の費用に加算額を引き上げる。

また、栄養士が、公定価格上算定されている調理員を兼務している場合についても一定額を加算することとする。

加えて、これまで3月の公定価格のみに加算することとしていた仕組みを見直し、各月の公定価格に加算することとする。

イ チーム保育推進加算の要件緩和(保育所)

保育所におけるチーム保育推進加算の取得に必要となる職員の 経験年数に関する要件について、「15年以上」から「12年以上」 に緩和する。

4. 幼児教育・保育の無償化について

(1) 幼児教育・保育の無償化の施行状況について

(関連資料35参照)

幼児教育・保育の無償化については、平素より円滑な施行に御尽力いただき厚く御礼申し上げる。昨年10月時点の施行状況としては、自治体において、無償化の対象となる約4万5千の施設の確認や約94万人の対象者の認定を新たに行っていただいたところである。また、副食費については、目安として示していた4,500円程度となっている。幼児教育・保育の無償化は、国と自治体との間でPDCAサイクルを回すことが重要であり、今後とも現場の御意見を伺いながら進めてまいりたい。各自治体の皆様におかれても、引き続き制度に関するご理解と管内市区町村への周知などのご協力をお願いする。

(2) 幼児教育・保育の無償化に係る国と地方の所要額について (関連資料36参照)

幼児教育・保育の無償化に係る財政措置については、内閣府において、初年度(令和元年度)及び2年目(令和2年度)の導入時に必要な事務費について、それぞれ全額国費による負担として措置した。令和元年度の所要額については、国と地方の所要額が合わせて493億円増加したことから、令和元年度補正予算に当該額を計上したところである。

(3) 幼児教育・保育の無償化に係る事務費について

(関連資料37参照)

幼児教育・保育の無償化に係る事務費について、令和2年度予算案 においては、

- ① 2年目分の事務費として、初年度の2倍となる、約240億円を 計上
- ② 加えて、令和3年度から5年度の認可外保育施設の無償化に係る事務費について、約120億円を計上したところである。

新たに対象となる認可外保育施設の無償化に係る事務費については、 経過措置期間(~令和5年度)に係る費用相当額を全額国費で負担す るべく措置を講ずることとされていた。このたび、地域の実情に応じ た柔軟な執行を可能とするため、全額、各都道府県に設置されている 「安心こども基金」に積み増すこととしている。具体的な運用上の取 扱いについては、今後とも、地方自治体からの御意見も伺いつつ、検 討してまいりたい。

5. 認可外保育施設の質の確保・向上について

(1) 認可外保育施設の指導監督の充実等について

(関連資料38~43参照)

幼児教育・保育の無償化を契機に認可外保育施設の質の確保・向上を 図ることが重要であり、児童福祉法に基づく都道府県等における指導監 督の徹底を図ることが重要である。具体的には、利用料変更理由の説明 や掲示の義務づけ、認可外の居宅訪問型保育事業に係る指導監督基準の 創設等の取組を行っている。

認可外保育施設の指導監督基準については、幼児教育・保育の無償化 の施行に当たり所要の見直しを行ってきたところであるが、今後、令和 2年度からの指導監督の実施に向け、指導監督基準等の改正を予定して おり、認可外の居宅訪問型保育事業に係る集団指導や、市町村が実施す る確認監査との連携等を盛り込む予定である。

認可外保育施設の質の確保・向上に向けた予算としては、令和元年度 予算において、

- ① 認可保育所などに移行を希望する施設への運営費補助の拡充 ((2) 参照)
- ② 認可化移行調査事業の支援対象に、指導監督基準を満たさない認可外保育施設が指導監督基準を満たすよう継続的な助言・指導する場合の追加
- ③ 認可外保育施設が守るべき基準の内容についての助言などを行う 「巡回支援指導員」の配置の拡充

等の取組を行っており、各地方自治体におかれては、これらの事業を積極的に活用いただきたい。

また、令和元年度から、認可外保育施設の指導監督の強化等を目的とする地方財政措置が講じられている。

巡回支援指導員の活用に当たっては、巡回支援指導員が助言・指導した内容を都道府県等の指導監督部門に共有するとともに、巡回により問題のあると考えられる認可外保育施設について優先的に立入調査を実施すること等により、より効率的な監査の実施につなげる取組事例もあることから、積極的な活用をお願いしたい。

なお、届出を行った認可外保育施設に対しては、指導監督を行う都道 府県等が原則年1回以上立入調査を行うこととしており、中でもベビー ホテルに対しては必ず行うよう求めている。しかし、認可外保育施設が 多数設置されている等の理由から、年1回以上の立入調査を実施できて いない自治体もあることから、まずは巡回支援指導を確実に行い立入調 査につなげるなど、適切な指導の徹底をお願いする。

自治体によっては、認可外保育施設における外国人児童の受入れについて、関連資料40のような取組を実施している例がある。

また、子育でサービス利用者にとって身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、認可外保育施設を含め適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援する「利用者支援事業」においては、令和元年度より、通訳者の配置や通訳タブレットサービス等の利用により外国人子育で家庭等に対してもきめ細やかな支援を行う場合に加算を行っている。

(2) 認可外保育施設の認可化移行支援の促進について

(関連資料44参照)

保育の受け皿確保に当たっては、保育の質が確保されている認可保育所等を増やしていくことが望ましいが、現状においては、認可外保育施設が認可保育所等では受けきることができない多様な保育ニーズに応えている側面がある。このため、国においては、認可外保育施設について、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業等への移行を支援しており、移行を希望する施設には、課題の調査、施設の改修、運営の経費等の補助を行っている。

令和元年度予算においては、認可外保育施設の認可化移行を更に推進 するため、認可化移行運営費支援事業について、

- ・ 補助基準額を、公定価格ベースの2/3相当から公定価格に準じた 水準(保育士の配置割合に応じた減額調整あり)まで引き上げる。
- ・ 公定価格に準じた各種加算を創設する。
- ・ 認可施設との差を設けるため、保育士の配置割合が基準の「10割」 である補助区分を廃止し、新たに「9割以上」等の補助区分を創設す る。
- ・ 保育士の配置割合が基準の「9割以上」の施設について、公定価格 に準じた利用料を設定する。

等の拡充を図っている。

また、令和2年度予算案においては、認可外保育施設の指導監督基準 のうち職員配置基準は満たしているが設備基準を満たしていない認可 外保育施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要 な改修費や移転費等を支援する事業を計上している。

各地方自治体におかれては、これらの事業の活用により、認可外保育 施設の認可保育所等への移行促進を積極的に図っていただきたい。

(3)情報共有システムについて

(関連資料45参照)

各都道府県は、児童福祉法に基づき、認可外保育施設の届出や運営状況報告等の情報を管内市町村に通知することとされているが、現行では、各都道府県で情報共有の内容や頻度が異なるなど、情報共有に関するルールや仕組みの構築が十分でない状況がある。

このため、幼児教育・保育の無償化の施行に伴い、市町村が新たに行う給付事務の実施に必要となる認可外保育施設の情報について、都道府県と市町村、あるいは市町村間といった自治体の圏域を越えて確認可能なシステムを構築し、来年度から運用を開始する予定としている。

また、このシステムを活用し、保護者の方が、やむを得ず認可外保育

施設を利用する際の施設選択に資するよう、認可外保育施設に係る指導 監督基準の適合状況等の情報の閲覧を可能にする予定としている。

各地方自治体におかれては、今後、運用開始に向けた連絡調整及び施設情報入力等の対応をお願いすることになるが、ご理解・ご協力をお願いしたい。

(4) 認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の拡充について(関連資料46参照)

今般の無償化を契機に、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設に係る保育に従事する者に関する基準を見直したことに加え、原則年1回以上の集団指導を行うこととした。

これを踏まえ、令和2年度税制改正において、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち、都道府県知事等から指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設において行われる保育に係る利用料を非課税とすることとした。なお、この非課税措置については、令和2年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用する。

運用の詳細については、今後、別途通知する予定。

6. 保育所等における交通安全対策について

(関連資料51参照)

① 緊急安全点検

幼稚園や保育所等の周辺の交通安全対策を行うため、昨年6月に園児の散歩道等の危険箇所の抽出を都道府県や市町村に依頼し、10月末までに各施設の所管省庁に点検結果を報告することとしていた。昨年末に開催された関係閣僚会議において、内閣府から点検結果の取りまとめの中間報告がなされた。各自治体におかれては、点検の実施及び結果報告にご協力いただき感謝申し上げる。

② キッズ・ゾーン

小学校や幼稚園周りの交通安全対策を行う「スクール・ゾーン」に準じ、保育所周りの「キッズ・ゾーン」を創設し、昨年11月に都道府県や市町村の保育担当部局に向け通知を発出したところである。また、警察庁や国交省からも同旨の通知等が同月に都道府県警察や道路管理者に対し発出されている。各自治体におかれては、都道府県警察や道路管理者等と協力の上、交通安全対策を行っていただくようお願いする。

③ キッズ・ガード

滋賀県大津市では、昨年5月に散歩中の保育士、保育園児が車両の衝突に巻き込まれ、2人の幼い命が奪われるという痛ましい事故が発生したことを受け、ボランティアとして園児の散歩に付き添い、見守ることで散歩中の安全確保を図るキッズガードの配置に取り組まれている。

厚生労働省では、令和2年度予算案において、保育体制強化事業を拡充し、保育支援者の業務に「園外活動時の見守り等」を加えるほか、いわゆるキッズ・ガードへの謝金等を補助することとしているので、子どもが集団で移動する際の安全が確保されるよう、積極的にご活用いただきたい。

7. 保育事故防止対策の推進について (関連資料52参照)

保育所等における事故防止の取組については、平成28年3月末に発出した「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」に基づき実施していただいている。

また、死亡事故等における事後の検証については、平成28年3月末に発出した「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」に基づき実施していただいている。

各都道府県におかれては、管内市区町村を通じて、各施設・事業者に対してこれらの内容について改めて周知徹底をお願いするとともに、窒息や溺水などの不慮の事故から子どもを守る観点から、消費者庁への事故報告の徹底や、消費者庁の「子どもを事故から守る!事故防止ポータル」等の情報に留意するようお願いしたい。

なお、保育施設等において死亡事故等の重大事故が発生した場合には 指導監督権限を有する自治体への報告、自治体から国への報告を求めて いるところであるが、認可外保育施設についても同様であり、改めて事 故報告の仕組みについて周知をお願いしたい。

平成30年11月には、総務省行政評価局より当省及び内閣府に対し、「子育て支援に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告があり、保育施設等における重大事故対策や、それに関する監査の実施方法等に対して行政評価の視点から指摘があった。

重大事故の発生防止と事故発生時の適切な対応の徹底を図るため、各地方自治体におかれては、引き続き、保育施設等への周知をお願いしたい。

また、同勧告において、保育施設等における食物アレルギーに係る事

故の発生及び再発の防止を図る観点から、地方公共団体におけるアレルギー事故情報の収集・活用の実態等を把握し、地方公共団体に報告することを含めた関わり方について検討することとされた。

この点については、平成31年4月に改訂を行った「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」において、地方公共団体の役割として、

- ① 地域におけるアレルギー疾患対策に関する正確な情報の把握や、 地域の関係者による情報共有・協議等を通じて、地域全体として連 携体制を構築し、地域におけるアレルギー疾患対策の質の向上を図 ること
- ② 地域の関係機関等の連携の下、積極的に各保育所におけるアレル ギー疾患対策への支援を行うこと

を求めており、地域型保育事業所や認可外保育施設についても地域におけるアレルギー疾患対策に関する正確な情報の把握を行うなど、積極な取組をお願いしたい。

事故防止対策に関する予算として、平成29年度からは、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修を実施するための費用の一部を補助する事業を行っており、重大事故の発生や再発防止に取り組んでいる。

令和2年度予算案では、子どもが集団で移動する際の安全確保を図るため、保育所等に勤務する職員や巡回支援指導員を対象とした研修の内容に園外活動時における安全対策を加えるとともに、巡回支援指導の内容に園外活動等における安全対策の実地指導等を加えることとしており、各地方自治体におかれては、本事業を活用し巡回支援指導員を積極的に配置するようお願いしたい。

なお、巡回支援指導については、指導監督部門との十分な連携を図っていただくことにより、認可外保育施設に対する立入調査等の適切な実施につなげていただきたい。

また、令和2年度予算案において、睡眠中の重大事故が発生しやすい場面において、事故防止のために活用できる機器を購入した場合の経費の一部を補助する事業を計上するとともに、令和元年度補正予算において、認可外保育施設における保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる事業を計上している。

各自治体におかれては、これらの事業の積極的な活用により、事故防止に関する知識の普及やガイドラインの普及とともに、保育施設等への適切な指導・立入調査の実施、安全な保育環境の整備等に努めていただ

くようお願いしたい。

【関連通知等】

※ 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

(施設・事業者向け)

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/h280331/guideline-1.pdf

(自治体向け)

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/h280331/guideline-2.pdf

(事故発生時対応)

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/h280331/taiou.pdf

※ 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証に ついて(事務連絡)

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/office/pdf/s69.pdf

※ 有識者会議 年次報告

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/houkoku/jiko_houkoku.pdf

※ 今回の「子育て支援に関する行政評価・監視」に関する詳細 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_ nen do/h30.html

※ 消費者庁 子どもを事故から守る!事故防止ポータル https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/

8. 地方分権に係る地方からの提案等への対応方針について (関連資料53参照)

令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)において、保育分野の関係では関連資料53のとおり決定されている。

このうち、里帰り出産等における一時預かり事業の実施については、

既に1.(7)に記載したとおりであるので、十分御了知の上ご対応いただくとともに、管内の事業者に対しても周知に努めていただくようお願いする。

9. その他

(1) 保育所の耐震化の促進について

① 耐震化の状況

保育所の耐震化については、全国的な取組状況をみると、2017(平成29)年3月31日現在の保育所の耐震化率は、87.7%となっており、引き続き耐震化の促進が必要な状況である。

耐震化状況の詳細をみると、各自治体の取組により、すべての施設で耐震化が実施されている自治体から、耐震化率が60%弱に留まっている自治体まで大きな差が生じており、設置主体別にみても、公立保育所の耐震化率は85.0%、私立保育所の耐震化率は89.3%と差が生じている。

こうした中、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことを明記 (※) するなど、今後、想定される南海トラフ地震に備え、引き続き、未耐震化施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えている。

※ 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成30年12月14日閣議決定)において、社会福祉施設等の耐震化率を2020年度までに約95%まで向上することを達成目標としている。

こうした状況を踏まえ、各都道府県におかれては、管内市区町村に 対して下記②に記載した情報を提供いただき、公立・私立ともに保育 所の耐震化の促進に努められたい。

② 耐震化工事について

ア 耐震化のための整備について

私立保育所の施設整備については、保育所等整備交付金により財政支援を行っているところであるが、耐震化工事については、大規模修繕等の整備区分を適用し、国庫補助を行っているところであり、各自治体におかれては、早期の耐震化に努めていただきたい。

また、公立保育所の施設整備については、2006(平成18)年度に 税源移譲と合わせて一般財源化されているので、各自治体において 積極的な対応をお願いしているところであるが、総務省の緊急防災 ・減災事業費の対象に「災害時要援護者対策のための社会福祉施設 の耐震化」が盛り込まれており、地方単独事業として行う公立保育 所の耐震化工事について、緊急防災・減災事業の対象としている。

これにより、緊急防災・減災事業債を事業費の100%に充当可能 とし、元利償還金についてその70%を基準財政需要額に算入するこ ととしているので、あわせてご活用いただきたい。なお、当該措置 は、2020(令和2)年度までとされているため、耐震化に向けた早 期の取組をお願いする。

イ 耐震診断について

耐震診断が必要な1981 (昭和56) 年以前の保育所について、耐震診断の実施率は全国で75.3%となっているが、実施状況の詳細をみると、診断が完了している自治体からほぼ未実施の自治体まで、自治体おいて顕著な差が見られる。

耐震化の促進に向けては、何より耐震診断を行うことが重要であるため、耐震診断実施率の低い自治体におかれては、まずは耐震診断の早期実施に努めていただきたい。

また、保育所の耐震診断に要する費用については、国土交通省が 所管する社会資本整備総合交付金等の基幹事業である「住宅・建築 物安全ストック形成事業」により国庫補助を受給することが可能で あるので、各自治体におかれては、迅速かつ積極的な対応をお願い する。

(2) 保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会について

保育所等における保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子どもの豊かで健やかな育ちを支え促す保育の機会を保障するためには、保育の質を確保・向上させていくことが重要である。こうしたことを踏まえ、保育所保育指針に基づく保育所等の特性を踏まえた保育の質の確保・向上を図ることを目的として、学識経験者等に参集を求め、2018(平成30)年5月より標記検討会を開催し、幅広く多角的に具体的な方策等の検討を行っているところである。

2018 (平成30) 年9月26日までの計6回の議論を踏まえ、「中間的な論点の整理」を取りまとめた。この中で示された具体的な検討事項に基づき、実態調査や調査研究を実施するとともに、保育の現場における保育実践の質の確保・向上に関わる取組例を紹介した実践事例集(「子ど

もを中心に保育の実践を考える」)、の作成(2019(令和元)年6月)や、「保育所における自己評価ガイドライン」の改訂等を行っている。

各都道府県等におかれては、本検討会に関して管内市区町村、保育関係者等への周知を図るとともに、保育実践に係る相談・助言や指導監査の効果的・効率的実施等を通じて、保育の質の確保・向上に資する各種取組の一層の促進に努められたい。あわせて、特色ある取組の共有や展開に向けた情報収集に際しては、ご協力をお願いしたい。

(3) 保育所における自己評価ガイドラインの改訂について

(関連資料54参照)

「保育所における自己評価ガイドライン」は、保育所保育指針に基づき、保育士等及び保育所による保育内容等の自己評価並びにその結果の公表について、基本的な考え方等を示したものである。2008(平成20)年の保育所保育指針改定に伴い、2009(平成21)年に作成された。

その後、2017 (平成29) 年に保育所保育指針が改定され、「評価を踏まえた計画の改善」が新たに明示されたこと、さらに2018 (平成30) 年より開催されている「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」(以下「検討会」という。) において、今後の検討課題の一つに「保育の振り返りを通じた質の確保・向上」が示されたことを受け、この間の自己評価に関する保育現場の実状と議論を踏まえ、本ガイドラインの見直しを行うことにした。

見直しに際して、検討会の下に設置した有識者による作業チームで全体構成及び内容を検討し、改訂版の試案を作成した上で、2019(令和元)年8月より約半年間にわたり、様々な地域・運営主体・規模の保育現場の協力を得て、試案に基づく自己評価の試行検証を実施した。

この試行検証の成果を踏まえ、改訂版の内容の確定とともに、より具体的な留意事項や実施の工夫例を示したハンドブックの作成を進めているところである。なお、完成した改訂版及びハンドブックについて、本年3月17日に報告会を予定している。

各地方治体におかれては、保育所における保育内容等の評価に関する 取組の一層の促進に向けて、標記ガイドラインの周知にご協力いただき たい。

(4)保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの改訂について (関連資料55参照)

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」は、保育所保育指針に基づき、子どもの健康と安全の確保に資するよう、乳幼児期の特性を

踏まえた保育所におけるアレルギー対応の基本を示したものである。

2011 (平成23) 年に作成された本ガイドラインについて、保育所保育指針の改定 (2017 (平成29) 年 3 月告示、2018 (平成30) 年 4 月適用)、関係法令の改正・制定、科学的根拠に基づく最新の知見等を踏まえ、保育現場における実用性に留意し、全体の構成及び内容の見直しを行うこととした。アレルギー対応に関する保育現場及び都道府県・市町村の実態調査の結果等も踏まえながら、2018 (平成30) 年11月より3回にわたり開催された検討会での議論をもとに、2019 (平成31) 年改訂版を作成し、平成31年4月25日付け「『保育所におけるアレルギー対応ガイドライン』の改訂について」(厚生労働省子ども家庭局保育課長通知)を発出した。

各地方自治体におかれては、保育所におけるアレルギー対応に関して、 さらなる取組の促進に向け、標記ガイドラインの周知にご協力いただき たい。

(5) 保育所における第三者評価について

保育所における第三者評価事業については、「保育所版第三者評価基準」(平成17年策定、平成28年最終改訂)に基づき実施されている。

本基準について、すべての福祉施設・事業所に共通する項目である、「共通評価基準ガイドライン」の改定(平成17年策定、平成30年最終改訂)、保育所保育指針の改定(2017(平成29)年3月告示、2018(平成30)年4月適用)等を踏まえ、福祉サービス第三者評価事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会に設けられた「福祉サービス質の向上推進委員会」において、現在見直しに向けた検討が行われているところであり、年度内を目途に、保育所版第三者評価基準の改訂について通知する予定である。

こうした状況を踏まえ、各地方自治体におかれては、保育所における 第三者評価事業のさらなる取組の促進に向けて、標記ガイドラインの周 知にご協力いただきたい。

(6) 今年度実施している各種調査研究の検討状況等について (関連資料56~58参照)

今年度において、次のような調査研究事業を実施しており、現在の状況及び今後の見通しについてはそれぞれ以下のとおりである。

① 保育所等における自然災害発生時又は感染症流行時の対応等に関す る調査研究

保育所における臨時休園については、平成30年に総務省行政評価

局から、臨時休園の実施基準の設定に係る考え方を整理し自治体に 提示することや、実施基準の設定の検討を自治体に要請することを 内容とする勧告がなされたところである。

厚生労働省としては、臨時休園に関する課題や考え方について整理することを目的として、調査研究を実施している。この中で、

- ・既に臨時休園の基準を策定している自治体へのヒアリングにより 個々の事例の詳細を把握するとともに、
- ・自治体や保育関連の有識者により、臨時休園に関する考え方・判 断基準や課題についての整理を行っており、

令和元年度中に報告書を取りまとめることとしている。

当該報告書を参考に、各自治体においては、管内の臨時休園のルールの策定について、検討いただきたい。

② 保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応に関する調査 研究

2018 (平成30) 年の「出入国管理及び難民認定法」の一部改正もあり、今後、更なる外国人の子どもの増加が見込まれる。「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」(令和元年6月18日関係閣僚会議決定)を受け、調査研究において、

- ・外国人比率の高い自治体等を中心に、市町村における、外国籍等の 子どもやその保護者への配慮に関する取組の収集やヒアリング
- ・当該地域の保育所等における、外国籍等の子どもの受入状況や、施設における子どもの受け入れや保護者対応に係る工夫について収集等を行うこととしており、

令和元年度中に報告書を取りまとめ、好事例の横展開を行うこととしている。

③ 保育所の指導監査における効果的・効率的な取組に関する調査研究

「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成30年12月 25日閣議決定)等において、事業者等の負担軽減の観点から、都道府 県等による保育所に対する指導監査の効率的かつ効果的な実施の取組 を検討することとされた。

これを受け、保育所、自治体、学識者からなる研究会を立ち上げるとともに、各自治体から指導監査の効率的な実施に向けて実施している取組事例や、それに対する保育現場からの意見等を収集したところである。今後、自治体による取組の事例集を、令和元年度中に報告書として取りまとめることとしている。

当該報告書を参考に、各自治体においては、保育事業の運営の適正

性を確保しつつ、自治体及び保育現場における事務の負担軽減の観点から、指導監査の効率的な実施の方策をご検討いただきたい。

④ 保育士の業務の負担軽減に関する調査研究

厚生労働省としては、「2040年を見据えた社会保障・働き方改革本部」(厚生労働省に設置。本部長は厚生労働大臣)における医療・福祉サービス改革プランにおいて、福祉分野における業務フローの分析を踏まえた業務の負担軽減と効率化に向けたガイドライン(生産性向上ガイドライン)の作成、文書量削減に向けた取組等を行うこととしている。

保育士の業務の負担軽減を図るに当たっては、保育業務の書類の様式の標準化・ICT化や保育補助者等の活用が有効であると考えられるため、保育施設において保育士が作成している保育業務の書類作成や保育士の勤務実態に関する調査研究を実施し、その実態を踏まえ、検討会において、保育士業務の負担軽減に関する方策を議論しているところである。今後、令和元年度中に報告書を取りまとめることとしている。

(7) 保育所等における新型コロナウイルスへの対応について

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて最新の情報や対応に当たっての留意事項等を厚生労働省ホームページに掲載しているので、ご参照のうえ、対応に万全を期していただくようお願いする。

(参考) 厚生労働省ホームページ

 $\frac{\text{https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000016470}}{8_00001.\text{html}}$

(8) 保育士証への旧姓併記について (関連資料59参照)

規制改革実施計画(令和元年6月21日閣議決定)において、保育士の登録証については、登録証の様式等を定める厚生労働省令の改正により、令和元年度中に旧姓併記を可能とすることとされている。

これを受け、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則(平成26年厚生労働省令第33号)に規定する以下の様式について、保育士証への旧姓等の併記を可能とすることその他所要の改正を行い、令和2年4月1日より施行することとした。

各自治体におかれては、当該改正の内容について、保育士証の交付を 申請することが見込まれる者に対し十分な周知をお願いする。

- ・児童福祉法施行規則第五号様式(第六条の三十一関係)第六号様式(第六条の三十二第一項関係)第八号様式(第六条の三十三関係)
- ・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則第二号様式(第三条関係)第三号様式(第四条第一項関係)第五号様式(第五条関係)